

(仮称)道北北西部風力発電事業に係る計画段階配慮書に対する環境大臣意見

本事業は、株式会社道北エナジーが、北海道稚内市及び豊富町において、1事業当たり総出力80,000kWの風力発電設備を5事業程度実施するものである。本事業は、現時点では系統連系への接続は確保されていないが、再生可能エネルギーの普及の観点からは望ましいものである。

事業実施想定区域には、サロベツ原野や特定植物群落、集団渡来地として渡り時期にはガンカモ類の飛来が見られる兜沼鳥獣保護区等の自然環境上重要な地域、市街地、土地利用が規制されている区域等が含まれる。また、オジロワシ、オオワシ等の猛禽類等の重要な動物の生息や重要な植物の生育が確認されており、事業実施に伴い影響を受ける懸念がある。また、動物及び植物については、入手可能な最新の文献その他の資料の収集が不足しており、環境影響の重大性及び回避、低減の可能性について客観的かつ科学的な検討が十分に行われていない。

さらに、事業実施想定区域及びその周辺においては、本事業者又は他事業者による複数の風力発電所が設置済、建設中又は環境影響評価手続中であることから、累積的な環境影響が懸念される。

これらを踏まえ、本事業計画の更なる検討に当たっては、以下の措置を適切に講ずることにより、対象事業実施区域の設定及び風力発電設備等の配置等の検討が必要である。また、それらの検討経緯及び内容については、方法書以降の図書に記載すること。

1. 対象事業実施区域の設定

対象事業実施区域の設定に当たっては、以下の点に配慮すること。

(1) 設定する対象事業実施区域及び事業実施想定区域(設定する対象事業実施区域を除く。)について、計画段階配慮事項に係る環境影響の重大性の程度を整理し、事業実施想定区域からの絞り込みの検討経緯を明確にし、比較すること。その際には、動物及び植物に係る入手可能な最新の文献その他の資料を追加的に把握し、当該対象事業実施区域における必要性に鑑み行う専門家等への助言聴取を踏まえた上で、環境影響の重大性の評価をすること。

(2) 以下の区域については対象事業実施区域から除外するとともに、可能な限り距離を確保すること。

- ①市街地
- ②兜沼鳥獣保護区
- ③IBA等の重要野鳥生息地

また、以下の区域については対象事業実施区域から極力除外するよう検討すること。

- ①重要な地形及び地質（サロベツ湿原）
- ②特定植物群落
- ③海浜植物群落
- ④自然環境保全基礎調査の現存植生図における植生区分が「自然植生」となっている区域

⑤兜沼公園等の人と自然との触れ合いの活動の場

2. 各論

本事業の実施により、以下の環境影響が懸念される。

- ・学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設（以下「学校等」という。）及び住居が存在しており、工事中及び供用時の騒音及び供用時の風車の影に係る影響が懸念される。
- ・本事業の風力発電設備及び取付道路等の付帯施設（以下「風力発電設備等」という。）の設置のための造成等の施工による一時的な影響、土地の改変による影響が懸念される。
- ・事業実施想定区域においては、ヒシクイ、マガソ、コハクチョウ等のガンカモ類やオジロワシ、オオワシ等の猛禽類等の重要な種が確認されており、また、渡り時期にはヒシクイ等のガンカモ類の集団飛来地である兜沼鳥獣保護区が存在しており、重要な鳥類及び渡りへの影響等が懸念される。
- ・事業実施想定区域において、トウキョウトガリネズミ、コウモリ類等の哺乳類、爬虫類、両生類、アカメイトトンボ、エゾアカネ等の昆虫類、エゾホトケドジョウ、イトウ等の魚類等が生息しており、重要な動物種への影響が懸念される。
- ・事業実施想定区域において、ホソバツルリンドウ等の重要な植物種の主要な生育環境及び重要な植物群落が存在しており、重要な植物種及び植物群落への影響が懸念される。
- ・尾根筋において森林部を伐開し風力発電設備等を設置すると、新たに生じた林縁部分が乾燥や強風等による影響を受けやすく、また特に、冬季の強い偏西風の影響により、一度、失われた森林植生の回復は困難であることから、森林の劣化が懸念される。
- ・主要な眺望景観への影響が懸念される。

このため、本事業の風力発電設備等の構造・配置又は位置・規模の検討に当たっては、事業実施想定区域全域において、以下の点に配慮し、その決定に反映すること。

（1）騒音等について

学校等及び住居への工事中及び供用時の騒音について、騒音に係る環境基準の評価マニュアル（環境省）等に基づき調査及び予測を行い、環境影響を評価すること。その結果を踏まえ、学校等及び住居への影響を回避・低減すること。

（2）鳥類について

- ①重要な鳥類及び渡りへの影響について、設定した対象事業実施区域における当該影響の予測及び評価等を行う際の専門家等の助言聴取の必要性を検討の上聴取する専門家等の助言を踏まえ、調査及び予測を行い、その結果に対する専門家等の助言を聴取した上で、環境影響を評価すること。その結果を踏まえ、風力発電設備への衝突事故等の重要な鳥類への影響の回避・低減を図ること。
- ②調査に当たっては、対象事業実施区域の範囲にかかわらず、本配慮書及び追加の文献調査で確認された全ての重要な鳥類を対象とすること。
- ③猛禽類の調査、予測及び評価に当たっては、猛禽類保護の進め方（改訂版）（平成24

年12月 環境省) の考え方も踏まえて行うこと。

④本事業による兜沼鳥獣保護区における渡りへの影響について調査、予測及び評価を行い、当該保護区における渡りへの影響を回避・低減すること。

(3) 動物（鳥類を除く。）について

- ①重要な動物種への影響について、設定した対象事業実施区域における当該影響の予測及び評価等を行う際の専門家等の助言聴取の必要性を検討の上聴取する専門家等の助言を踏まえ、調査及び予測を行い、環境影響を評価すること。その結果を踏まえ、重要な動物種の生息地の改変を回避又は極力低減するとともに、可能な限り当該生息地から距離を確保すること。
- ②調査に当たっては、対象事業実施区域の範囲にかかわらず、本配慮書及び追加の文献調査で確認された全ての重要な動物種について対象とすること。
- ③重要な水生生物について、調査及び予測を行い、環境影響を評価すること。その結果を踏まえ、工事実施時に可能な限り土工量を抑制し、かつ、土砂の流出等を最小限に抑えることにより、重要な水生生物への影響を回避・低減するよう配慮すること。

(4) 植物について

- ①重要な植物種及び植物群落への影響について、設定した対象事業実施区域における当該影響の予測及び評価等を行う際の専門家等の助言聴取の必要性を検討の上聴取する専門家等の助言を踏まえ、調査及び予測を行い、環境影響を評価すること。その結果を踏まえ、以下を実施すること。
 - (イ) 重要な植物種の生育地及び湿地等の脆弱な自然環境の改変を回避するよう配慮すること。
 - (ロ) 自然度の高い植生（自然環境保全基礎調査の現存植生図における植生区分が「自然植生」となっている植生、現地調査の結果からこれらと同等に扱うべきと判断された植生）の改変、まとまりのある森林の分断を回避又は極力低減するよう配慮すること。
 - (ハ) 取付道路等の附帯施設の設置や、工事に必要な一時的な施設及び地形改変を含む工事全体による地形改変が最小となるよう配慮すること。
- ②調査に当たっては、対象事業実施区域の範囲にかかわらず、本配慮書及び追加の文献調査で確認された全ての重要な植物種及び植物群落を対象とすること。

(5) 生態系について

事業計画の検討に当たっては、無立木地や既存道路を活用すること等により、大規模な地形の改変や新たな尾根部の森林の伐開を回避又は極力低減し、新たに生じる切土・盛土や林縁部分が最小限となるようにすること。

(6) 風車の影について

学校等及び住居への供用時の風車の影の影響について、調査及び予測を行い、環境影響を評価すること。その結果を踏まえ、学校等及び住居から可能な限り距離を確保する

こと。

(7) 景観について

景観への影響について、設定した対象事業実施区域における当該影響の予測及び評価等を行う際の専門家等の助言聴取の必要性を検討の上聴取する専門家等の助言を踏まえ、調査及び予測を行い、環境影響を評価し、その結果を踏まえ、重大な環境影響が生じる地点を回避すること。特に、事業実施想定区域に隣接する利尻礼文サロベツ国立公園からの景観に十分に配慮すること。

(8) 人と自然との触れ合いの活動の場について

人と自然との触れ合いの活動の場への影響について、調査及び予測を行い、環境影響を評価し、その結果を踏まえ、当該人と自然との触れ合いの活動の場の設置目的の資質を低下させないようにすること。

3. その他

(1) 環境保全措置の検討

環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することができないようになります。

(2) 累積的な影響

本事業の事業実施想定区域及びその周辺においては、本事業者又は他事業者による複数の風力発電所が設置済、建設中又は環境影響評価手続中であることから、これら風力発電設備等のうち本事業との累積的な環境影響が想定されるものについては、明らかになっている情報を踏まえ本事業との累積的な環境影響について予測及び評価すること。

また、二以上の対象事業実施区域において事業を実施する場合には、相互の累積的な影響についても予測及び評価すること。

(3) 方法書以降の環境影響評価図書の作成

本配慮書においては5事業程度の第一種事業の実施が想定されているところ、方法書以降の環境影響評価図書を作成する場合には、いずれの図書においても、本配慮書の内容を踏まえるとともに、本環境大臣意見を勘案した環境影響評価法第3条の6の経済産業大臣意見が述べられたときにはこれを勘案すること。

(4) 調査、予測及び評価に当たっては、客観的かつ科学的に検討すること。